

一般教育訓練給付金制度について

●一般教育訓練給付金制度とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（最大 20%・限度 10 万円）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する雇用保険の給付制度です。

●給付を受けることが出来る方

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方

※支給要件期間が 3 年以上（初回は 1 年以上）ある等の条件を満たしていることが必要です。

※教育訓練の受講修了後に、ハローワークへ支給申請が必要です。

※詳しくは最寄りのハローワークにお問合せください。

●本校で受講出来るコース

教育訓練講座の指定コース	受講資格者免許条件
大型特殊自動車免許	普通・準中型・準中型（5 t 限定） 中型・中型（8 t 限定） 大型免許の一種、二種いずれかを所持の方
一等無人航空機操縦士（経験者） の基本及び昼間・目視内限定解除コース	二等無人航空機操縦士資格者証等を所持の方